

保安機関の認定更新手続

1 申請書類（正副2部）

必 要 書 類	法 人	個 人	備 考
①保安機関認定更新申請書	○	○	
②保安業務計画書	○	○	※
③緊急時対応を行う一般消費者等の分布図 (緊急時対応を行う場合のみ必要)	○	○	※
④損害賠償支払能力を証する書面	○	○	※
⑤役員及び施行規則第33条に定める構成員の構成 を説明した書面（緊急時連絡のみを行う場合は添 付不要）	○	×	
⑥会社概要書又はこれに類する書面 (事業者が保安業務以外の業務を行う場合は必要)	○	○	
⑦定款	○	×	
⑧登記簿抄本	○	×	
⑨誓約書	○	○	
⑩保安業務資格者名簿	○	○	

※ 保安機関の事業所が複数の場合、事業所ごとに作成が必要な書類

2 申請先

〒602-8570（府庁専用郵便番号）

京都府 府民生活部 災害対策課 産業保安担当

TEL 075-414-4471

FAX 075-414-4477

- ▶ 京都府外にある販売所が販売する一般消費者等の保安業務も行う場合は、国へ保安機関の認定を申請することになります。

近畿経済産業局 保安課

(06-6966-6050)

又は

経済産業省 原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課

(03-3501-1672)

まで問い合わせてください。

- 3 手数料（京都府収入証紙で納めていただきます）
認定を受ける保安業務の区分の数によります。
 $14,000\text{円} + (6,900\text{円} \times \text{保安業務区分数})$

(単位：円)

認定区分数	1	2	3	4	5	6	7
手数料	20,900	27,800	34,700	41,600	48,500	55,400	62,300

- 4 認定期間
保安機関の認定期間は5年間です。

様式第14 (第34条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

京都府知事 様

氏名又は名称及び法人にあ 株式会社京都エルピー
ってはその代表者の氏名 代表取締役 京都 太郎[㊟]

住所 京都市上京区下立売通新町西入

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の認定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

- 2 認定を受けようとする保安業務区分

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

別表

事業所の名称	所在地	事業所ごとの一般消費者等の数の範囲（上限）						
		供給開始時点検 査	容量交換時供給 設備点検	定期供給設備点 検	定期消費設備調 査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
株式会社京都 エルピー一	京都市上京区下立売 通新町西入	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—
以下余白								

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称 株式会社京都エルピー

事業所の所在地 京都市上京区下立売通新町西入

保 安 業 務 区 分	供給開 始時点 検・調 査	容器交 換時等 供給設 備点検	定期供 給設備 点検	定期消 費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 3人 製造保安責任者 — 人 その他 — 人						
調査員の数	—	—	—	—	—	—	—
保安業務資格者及び調査員以外の 者であって保安業務に従事する者	—	—	—	—	—	—	—
年間実働日数又は 平均月間実働日数	20 日/月	240 日/年	240 日/年	—	—	—	—
保 安 業 務 用 機 器	自記圧力計	No. 12345					1個
	マノメータ						1個
	ガス検知器	No. 98765					1個
	漏えい検知液						2個
	緊急工具類						2セット
	一酸化炭素測定器	No. 77777					1個
	ボーリングバー						1個
緊急時対応を行う場合 にあってはその方法	自動車等により出動 夜間休日の場合は自宅(1.0分以内)へ転送					(昼) 075-000-0000 電話番号 (夜) 075-999-9999	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 事業所ごとに記載すること。

緊急時対応を行う一般消費者等の分布地図

- ▶ 保安機関の事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図です。

- ▶ 保安業務を行う事業所から原則として30分（20km）以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載した地図です。

注意

- ① 消費者の方には必ず保安機関の事業所の電話番号を知らせてください。
- ② 夜間・休日等に事業所が不在になる場合、転送電話（有線に限る）による対応は可能です。ただし、転送先は事業所から10分以内の範囲に限ります。
なお、この転送先についても地図に記載してください。
- ③ 携帯電話を事業所からの転送先とすることはできません。
- ④ 携帯電話は、消費者からの通報を受けた者から出動者への連絡の場合に限ります。

※ 消費者の方からの、緊急時連絡は何時でも受けられるようにしてください。

損害賠償支払能力を証する書面

- ▶ 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する書面です。

- ▶ 法令に適合した保険に加入していることが要件です。
 - 人的損害
1人当たり1億円（1事故当たり合計8億円）以上

 - 物的損害
1事故当たり8億円以上

- ▶ 副本については、コピーでも構いません。

殿

財団法人 全国エルピーガス保安共済事業団
京都府支部

液化石油ガス販売事業者賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第6条に規定する条件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

記

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事業所所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
（社）日本エルピーガス連合会 東京都港区新橋1-18-6
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
東京海上火災保険(株) 東京都千代田区丸の内1-2-1

4 被保険者別の次の事項

(1) てん補限度額

対 人		対 物
1名当たり	1事故当たり	1事故当たり
万円	万円	万円

(2) 家庭・業務用液化石油ガスの販売見込量及び消費者戸数

販売見込量	消費者戸数	備考
トン	戸	

(3) 保険料の負担者

(4) 保険料の負担者

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

役員及び施行規則第33条に定める構成員の構成を 説明した書面

- ▶ 次ページの様式に、役員名簿、社員名簿、組合員名簿、株主のリスト等、これらに代わる書面を添付してください。

- ▶ 以下の事業を行っている場合は、その事業が主たる事業でないことを確認するために、売上高の割合が確認できる明細書等を添付してください。
 - ①液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業
 - ②液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業
 - ③液化石油ガス設備工事の事業

役員及び構成員に関する説明書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第31条第3号関係
(1) 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
(2) 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
(3) 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員

別紙の役員及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第33条で規定される構成員の3分の2以上は、上記の事項に該当しません。

平成 年 月 日

名称 株式会社京都エルピー
 代表者氏名 代表取締役 京都 太郎[Ⓢ]
 住所 京都市上京区下立売通新町西入

(参考) 当社の液化石油ガス部門の売上高等の割合

液化石油ガス 販 売	液化石油ガス 機器等製造	液化石油ガス 機器等販売	液化石油ガス 設備工事	液化石油ガス その他事業	合 計
85%	0%	10%	5%	0%	100%

会社概要書又はこれに類する書面

- ▶ 保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面が必要です。
- ▶ 各事業者において対外的な説明に用いる既存の概要書があれば、それを提出していただいても構いません。

定 款

- ▶ 各法人で、定めているものです。

登記簿抄本

- ▶ 法務局で入手してください。
- ▶ 副本については、コピーで構いません。

誓 約 書

平成 年 月 日

京都府知事 様

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

株式会社京都エルピー
代表取締役 京都 太郎^印

住所

京都市上京区下立売通新町西入

※ 私 当社及び当社の役員 は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第

30条各号の欠格条項に該当しないことを誓約します。

(備考) ※印の箇所は、該当するものを○で囲むこと。

保安業務資格者名簿

氏 名	資格区分	免状番号及び取得年月日
京都 太郎	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	京9999 昭和45年3月10日
京都 一郎	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	京9998 平成9年2月10日
京都 花子	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	京第99号 昭和63年3月11日
以下余白	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者 代理者・保安業務員	免状のコピー添付のこと (免状番号欄と受講記録欄)
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	

- (備考) 1 資格区分は該当するもの全てに○を付けること。
- 2 資格が複数の場合、免状番号及び取得年月日の欄には、液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者免状を優先して記入すること（設備士及び第二種販売主任者の資格者については、交付年月日が直近の免状を記入すること）。
- 3 免状番号は、交付した都道府県名も記入すること。

申請書記入時の注意事項

- 1 申請者が個人の場合、氏名を必ず記入してください。



山田商店

山田太郎^印



山田商店

^印

- 2 申請者が法人の場合、代表者印（いわゆる丸印）を押印してください。

【お願い】

「代表者取締役之印」の文言が入っていない印を、代表取締役印に印鑑登録している場合は、その旨、申出書を添付願います。

- 3 保安業務計画書のうち、保安業務用機器（自記圧力計、ガス検知器及び一酸化炭素測定器）については、製造番号を記入してください。

認定更新Q & A

Q1 認定更新申請時に、今後、実施しない一部の保安業務区分を更新しない場合の手続きは？

A1 一般消費者等の数の減少届書を認定更新申請書と同時に提出してください。認定更新申請書には、更新しない保安業務区分を除いた保安業務計画書を添付してください。
なお、保安業務規程変更認可申請書を別途提出してください。

Q2 認定更新申請時に、今後、実施する予定の保安業務区分を追加することはできますか？

A2 できません。
保安業務区分を追加する場合は、別途保安機関認定申請書を提出してください。
なお、保安業務規程変更認可申請書を別途提出してください。

Q3 認定更新申請時に、今後、保安業務を実施する一般消費者等の数に変更が予定される場合、増減することはできますか？

A3 できません。
一般消費者等の数を増減する場合は、一般消費者等の数の増加認可申請書又は一般消費者等の数の減少届書を提出してください。

Q4 認定更新申請時に、保安業務を実施する予定の事業所の追加はできますか？

A4 できません。
新しい事業所に係る一般消費者等の数の増加認可申請書を提出してください。

Q5 認定更新申請時に、事業所の名称を変更することはできますか？

A5 できません。
保安機関変更届書を提出してください。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

京都府知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名
住 所

㊦

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 2 更新を受けようとする保安業務区分

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第13 (第30条関係)

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称 _____

事業所の所在地 _____

保 安 業 務 区 分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数							
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 人 製造保安責任者 人 その他 人						
調査員の数							
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者							
年間実働日数又は 平均月間実働日数		日/月	日/年	日/年			
保 安 業 務 用 機 器	自記圧力計						
	マノメータ						
	ガス検知器						
	漏えい検知液						
	緊急工具類						
	一酸化炭素測定器						
	ボーリングバー						
緊急時対応を行う場合にあってはその方法						(昼) 電話番号 (夜)	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 事業所ごとに記載すること。

役員及び構成員に関する説明書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第31条第3号関係
(1) 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
(2) 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
(3) 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員

別紙の役員及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第33条で規定される構成員の3分の2以上は、上記の事項に該当しません。

平成 年 月 日

名称
代表者氏名
住所

(参考) 当 の液化石油ガス部門の売上高等の割合

液化石油ガス 販 売	液化石油ガス 機器等製造	液化石油ガス 機器等販売	液化石油ガス 設備工事	液化石油ガス その他事業	合 計
%	%	%	%	%	%

誓約書

平成 年 月 日

京都府知事 様

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

住所

※ 私
当社及び当社の役員 は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第

30条各号の欠格条項に該当しないことを誓約します。

(備考) ※印の箇所は、該当するものを○で囲むこと。

保安業務資格者名簿

氏 名	資格区分	免状番号及び取得年月日
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	
	設備士・製造保安責任者・販売二種 代理者・保安業務員	

- (備考) 1 資格区分は該当するもの全てに○を付けること。
- 2 資格が複数の場合、免状番号及び取得年月日の欄には、液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者免状を優先して記入すること（設備士及び第二種販売主任者の資格者については、交付年月日が直近の免状を記入すること）。
- 3 免状番号は、交付した都道府県名も記入すること。